

令和5年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年7月14日

件名	あだち放課後子ども教室の令和4年度実施状況について																									
所管部課	学校運営部学校支援課 足立区生涯学習振興公社																									
内 容	あだち放課後子ども教室（以下「放課後子ども教室」）の令和4年度実施状況について、次のとおり報告する。																									
	1 放課後子ども教室の内容																									
	小学校の放課後に、校庭や体育館、教室や図書室などで子どもたちが自由に遊んだり、読書や学習活動をする場を提供する教育委員会の事業。子どもたちが安全に過ごせるように、安全管理員（見守りスタッフ）が活動の見守りをしている。各校の地域の方々により組織された実行委員会が運営し、足立区生涯学習振興公社がその支援を行っている。																									
	2 放課後子ども教室と学童保育室との違い																									
		<table><tr><th></th><th>放課後子ども教室</th><th>学童保育室</th></tr><tr><td>対象者</td><td>当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童</td><td>保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生</td></tr><tr><td>利用手続</td><td>（1）各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 （2）登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加</td><td>毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。</td></tr><tr><td>内 容</td><td>（1）自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 （2）実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。</td><td>適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。</td></tr><tr><td>運営体制</td><td>地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営</td><td>区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営</td></tr><tr><td>おやつ</td><td>なし</td><td>あり</td></tr><tr><td>金 額</td><td>無料</td><td>月額 6,000円</td></tr><tr><td>実施日</td><td>給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。</td><td>月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施</td></tr></table>		放課後子ども教室	学童保育室	対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生	利用手続	（1）各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 （2）登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。	内 容	（1）自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 （2）実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。	運営体制	地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営	おやつ	なし	あり	金 額	無料	月額 6,000円	実施日	給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施
		放課後子ども教室	学童保育室																							
	対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生																							
	利用手続	（1）各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 （2）登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。																							
	内 容	（1）自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 （2）実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。																							
	運営体制	地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営																							
おやつ	なし	あり																								
金 額	無料	月額 6,000円																								
実施日	給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施																								

3 令和4年度実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況

ア 令和4年度は、感染状況への危惧から、年度当初こそ開催を遅らせる判断をした実行委員会もあったが、6月には3年ぶりに全68校が開催した。

イ 令和4年度の基本的な対応は、実行委員会の意向を尊重しながら、継続的に実施を依頼した。

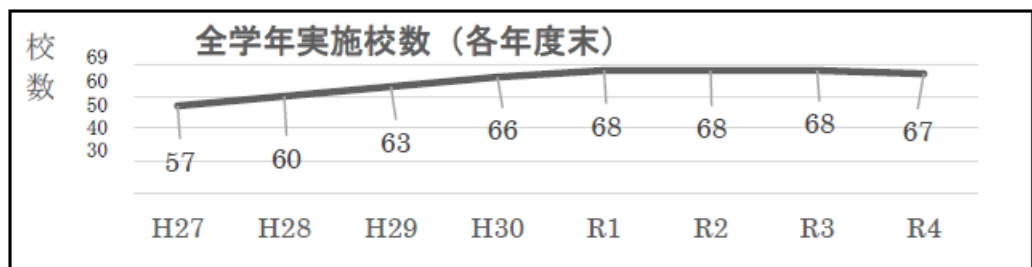
(ア) 感染症対策のため以下の方策を各校の実行委員会で決定

① 3密回避のため、曜日や時間帯による学年分け

② 1年生受入れ開始時期の設定

(イ) 夏季休業期間中の実施を各校の実行委員会に依頼

(2) 全学年(1～6年生)実施校 67校/68校



ア 1年生未実施：綾瀬小学校

※ 見守りスタッフの不足により未実施

イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、1年生の受入れを行わなかった学校が15校あった。

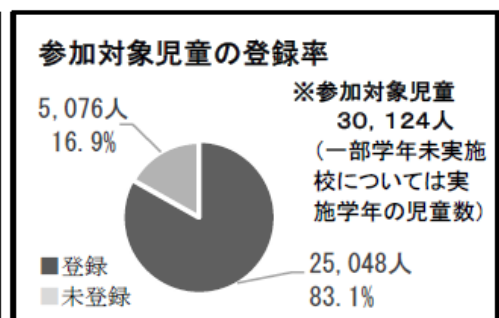
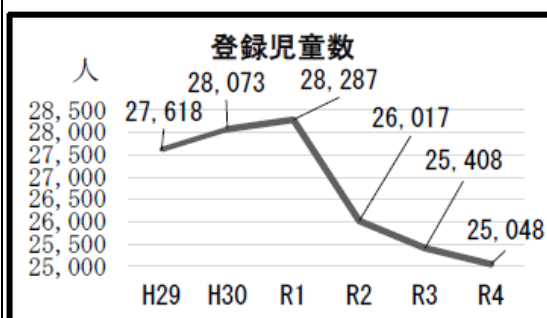
(3) 週5日実施校 67校/68校

ア 一部曜日未実施：綾瀬小学校 (未実施：月・火・木)

※ 見守りスタッフの不足により未実施。なお、水・金は5月から3月に毎週実施

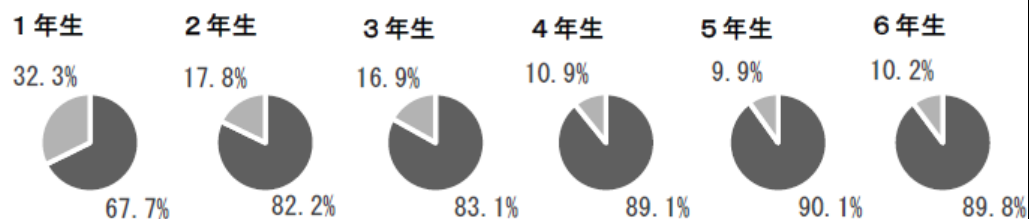
イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、週5日実施ができなかった学校が11校あった。また、曜日による学年分けを行った学校があった。

(4) 登録児童数

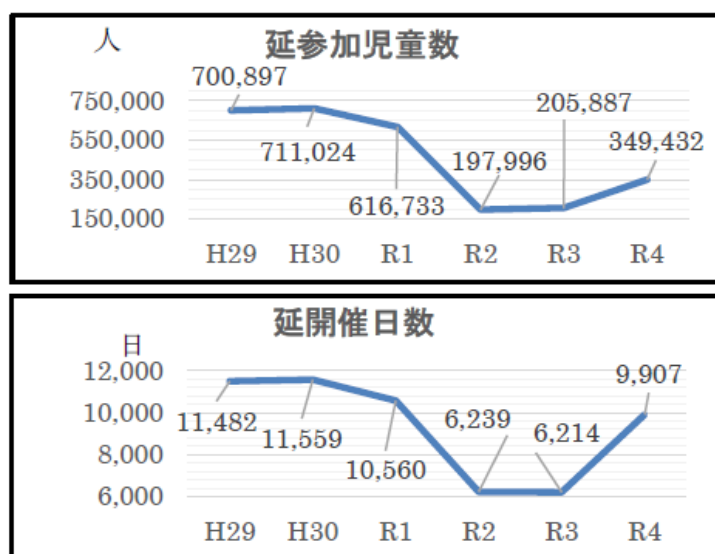


学年別登録率

■未登録 / ■登録



(5) 延参加児童数・延開催日数



※ 令和4年度は、感染症による影響はあるものの、延参加児童数・延開催日数ともに前年度より増加した。

4 「新・足立区放課後子ども総合プラン(令和2～6年度)」目標達成状況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	68校	68校	68校	67校	67校
実績値	68校	68校	67校		
達成率	100.0%	100.0%	99%		
達成分析	全学年未実施の残り1校については、該当校のスタッフ不足に対する支援を継続しながら、実行委員会と協議を進める。				

※ 目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360回	370回	380回	390回	400回
実績値	52回	182回	561回		
達成率	14.4%	49.1%	147.6%		
達成分析	実績値は目標値を大幅に上回った。開催日数が増加したことと、コロナ禍においても密を回避した環境を整備し、工作等、個別に体験できるプログラムを実施したことによる。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6校	7校	8校	9校	10校
実績値	0校	1校	8校		
達成率	0.0%	14.2%	100%		
達成分析	実績値は目標値に達した。年度当初から開催した放課後子ども教室が多かったため、夏休み実施について早めに検討ができ、開催することができた。				

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方（スタッフ向け）研修」実施回数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	3回	2回		
達成率	0.0%	300.0%	200%		
達成分析	「子どもとの接し方」をテーマにした研修を2回実施した。研修テーマは、①「特別な配慮を必要とする子」の理解と見守り②「子どもと大人のストレスの理解と、心が軽くなる見守りのコツ」 ※集合型研修と動画配信を実施				

5 問題点・今後の方針

- (1) 5月7日までは新型コロナウイルス感染症対策（曜日や時間帯による学年分け等）を実施していたが、5月8日以降は通常の運営（全学年実施・週5日）に戻していくよう、引き続き、実行委員会及び学校と協議していく。
- (2) 見守りスタッフの不足により、学校間に開催日数や1年生受入れ開始時期の差などが生じており、解消のための方策を検討していく。

令和5年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年7月14日

件 名	小規模保育事業所に対する指導検査の実施結果について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課
内 容	小規模保育事業所に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。 1 実施施設数 小規模保育事業所 14施設（全27施設中） 2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数） （1）文書指摘：15件（13件） 支援法等関係法令等に違反する事項 （2）口頭指導：30件（6件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項 3 検査結果の特徴 文書指摘・口頭指導ともに昨年度より増加、特に口頭指導は大幅増となった。 （1）避難訓練・消火訓練はそれぞれ毎月実施しなければならないところ、訓練担当者が失念して文書指摘を受けた施設が確認された。 （2）自ら保育内容等を振り返り保育の質の向上へつなげることへ意識が及ばず、自己評価を実施していない施設、あるいは自己評価は行ったものの結果を公表していない施設が確認された。 （3）令和4年度は施設における事故の報告に関する検査項目を強化した。そのため事故対応に関する指針の整備が不十分な施設、あるいは指針は作成したものの職員間での共有が不十分な施設が確認された。 4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細は P25～26 参照） 5 今後の方針 （1）文書指摘、口頭指導の内容について、足立区小規模保育事業者全体説明会等を通じ全施設に対し説明し、改善等に向けて周知の徹底を図った。 （2）巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進める。 （3）文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表を行った。

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 避難・消火訓練を実施していない月がある：4件（3件）
	➡ 訓練担当者は毎月訓練実施が必要なことは知っていたが、避難及び消火訓練をともに毎月実施しなければならないことを失念し、どちらかの訓練のみ実施していた月があった。該当施設は検査時に指導した。施設全体へは資料を作成し、全体会で説明して制度への理解を徹底した。
	2 施設の自己評価が行われていない：3件（1件）
	➡ 施設は自ら自己評価について実施し、その結果を保護者に公表しなければならない。「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した実施方法及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。
	3 在籍児の健康診断実施回数が不足している：3件（3件）
	➡ 年度の途中に利用を開始した子どもについて実施回数不足が見られた。すべての子どもに、少なくとも1年に2回、定期健康診断を行うよう指示した。チェックシートを作成、配付、回収を行い、確実に2回受診しているか確認する仕組みをつくる。
	4 調乳担当者の検便を適切に行っていない：2件（0件）
	➡ 特に新規採用の職員について、細菌検査を実施し陰性の結果を確認した後、調乳担当者として従事させるよう指示した。
	5 会計経理を他の事業と区分して行っていない：2件（0件）
	➡ 施設の会計を他の事業と区分するよう指示した。
	6 利用者負担額を求める書面が作成されていない：1件（0件）
	➡ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。保護者に代金の支払を求める際は、事前に使途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指示した。

口 頭 指 導 (主なもの)	1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：5件（0件）
	➡ 子どもの睡眠中の窒息等事故防止対策として、顔色や呼吸を一人一人顔を見て体に触れて確認すること、園内研修等で睡眠時事故防止に関するマニュアルの再確認を行うことを指導した。
	2 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない：3件（0件）
	➡ 職員間でマニュアル等を確認、共有する機会を設けておらず、マニュアルどおりの対応がされていなかった。職員会議や園内研修を通じて職員間での周知を徹底し、施設全体でマニュアルに沿って対応するよう指導した。
	3 苦情対応の措置が不十分である：2件（0件）
	➡ 苦情対応の窓口となる第三者委員等は任命されていたが、施設の取り決め等を規定し保護者等へ配付し周知する重要事項説明書に委員の氏名や連絡先が記載されていなかった。記載したものを保護者等へ配付し周知するよう指導した。
	4 現金・預金の保管が不適正である：2件（0件）
	➡ 施設長以外の職員に開錠する番号が明かされている金庫で現金・預金が保管されていた。施設長ほか金銭を管理する特定の職員だけが開錠できる金庫等で保管するよう指導した。

令和5年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年7月14日

件名	足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について								
所管部課	こども支援センターげんき　こども家庭支援課								
内 容	東京都足立児童相談所は庁舎建替え工事が完了し、次のとおり新築庁舎に移転したので報告する。 また、東京都福祉保健局から、足立児童相談所が新築建物で開所以降も、当面の一時保護の受け皿として、引き続き仮設一時保護所を運用したいとの要望を受け、区としては、児童相談行政に協力する立場から、次のとおり使用継続の要望を認めることとしたので、併せて報告する。								
	1　足立児童相談所の新築移転 (1) 移転先 足立区西新井本町三丁目8番4号 (2) 移転日 令和5年4月24日（月）								
									
	(参考) 東京都足立児童相談所の所管区域の変更予定について <table><tr><td></td><td>令和5年9月30日まで</td><td>令和5年10月1日から</td></tr><tr><td>所管区域</td><td>足立区・葛飾区</td><td>足立区</td></tr></table>				令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から	所管区域	足立区・葛飾区	足立区
		令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から						
所管区域	足立区・葛飾区	足立区							
2　仮設一時保護所の使用継続 (1) 東京都一時保護所の現状及び一時保護所整備計画 ア　一時保護所の現状 (ア) 一時保護を必要とする児童数が増加しており、特に近年では学齢児の増加が大きくなっている。 (イ) 年間平均入所率は100%を超えており、常にひっ迫している。 イ　一時保護所整備計画 (ア) 令和10年度までに新規で一時保護所を2か所整備する。 (2) 使用継続にあたっての都との取り決め ア　東京都は一時保護所の施設整備状況等にかかわらず、あみだ橋公園広場部を令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還す									

	ること。 イ 隣接する代替広場も引き続き地域の方に利用いただけるように運用を継続すること。 ウ 仮設建物の耐火に向けた構造上の対策を行うとともに、仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、1年ごとに足立区へ報告・協議すること。 (3) 仮設一時保護所の耐火に向けた改修 ア 改修の概要 (ア) 外壁 ALC外壁パネル張り (イ) サッシ 防火サッシに交換 (ウ) ガラス 網入りガラスに交換又は防火シャッターを追加 (エ) 玄関 防火シャッター等に改修 イ 改修期間 令和5年4月18日から同年7月6日まで (4) 仮設一時保護所の運営 ア 仮設一時保護所定員 15名程度 イ 運営主体 東京都（民間委託を予定） (5) 東京都福祉保健局から近隣への説明状況 ア 説明資料 P30～31 情報連絡事項 3-1, 3-2 のとおり イ 近隣から寄せられた区民の声及びその回答要旨 (ア) 区民の声の要旨 ① 仮設一時保護所の使用継続について白紙撤回と即時原状回復を東京都福祉保健局に働きかけていただきたい。 (イ) 区民の声への回答の要旨 ① 区においても、足立児童相談所と類似した児童虐待対応をしており、緊急でリスクの高い事例については足立児童相談所と連携して一時保護なども実施していること。 ② 区では、東京都の児童相談行政と連携、協力する立場から、今回の東京都福祉保健局からの仮設一時保護所の継続運用の要望には応じざるを得ないと考えていること。 ③ あみだ橋公園の原状回復を東京都に働きかける予定はないことをご理解いただきたいこと。 ※ 上記区民の声1件のほかには特に意見等はいただいていない。 3 今後の方針 (1) 仮設一時保護所の運営状況の確認 仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、1年ごとに東京都から報告・協議をうけ、適切に使用されているかを確認していく。 (2) 足立区としての児童相談所設置方針の変更 ア 平成28年児童福祉法改正により、23区も政令による指定を受けて児童相談所を設置することができることとされ、足立区も区児童相談所設置について検討してきた。
--	---

	イ この度、足立児童相談所が建替えし、10月1日より管轄区域が足立区内のみに変更されることから、足立区としては、区独自に児童相談所は設置しない方針とする。 (3) 足立児童相談所とこども支援センターげんきとの連携強化 足立児童相談所がもつ児童福祉及び児童心理の処遇技術を区に取り入れられるよう、具体的な連携内容の協議等を通じ、児童相談所と当課職員がこれまで以上に顔の見える密接な関係を構築していく。
--	--

令和 5 年 3 月
東京都福祉保健局

東京都足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について

1 足立児童相談所の新築移転

現在、足立児童相談所の現地建替工事を実施しており、相談所機能及び一時保護所機能ともに仮設建物で運営しているところですが、令和 5 年 3 月に建替工事が竣工し、令和 5 年 4 月下旬に相談所機能及び一時保護所機能は新設建物に移転する予定です。

2 仮設一時保護所の使用継続

(1) 使用継続のお願い

当初の計画では、新設足立児童相談所の開所後に、あみだ橋公園広場の仮設一時保護所は解体し、原状復旧の上、足立区に令和 5 年度末に返還予定としておりました。

しかしながら、近年、虐待対応件数は毎年増え続けるとともに、一時保護件数も増加しており、都内一時保護所の定員超過は常態化しています。

そこで、都としては令和 10 年度当初を目途に他区市町村で一時保護所を開設していく予定ですので、開設までの一時保護の受け皿確保のため、足立児童相談所が新設建物で開所した以後も、引き続き仮設一時保護所として運用させていただきますようお願いいたします。

(2) 使用継続にかかる足立区との協議

仮設建物及びあみだ橋公園広場の使用許可期間の継続にあたっては、仮設建物の耐火に向けた構造上の対策、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、毎年の建築基準法上の報告、代替広場（都有地）の継続使用などの項目について、1 年ごとに足立区と協議してまいります。

(3) 継続期間

最長で令和 9 年度末まで（解体・原状復旧に要する期間も含む）

(4) 仮設一時保護所定員

15 名程度（現在 32 名）

※仮設一時保護所定員は 32 名で運用していますが、新設足立児童相談所が開所後は 15 名程度とします。新設足立児童相談所一時保護所の定員は 32 名ですので、仮設一時保護所の使用継続が許可されている期間では、合わせて 47 名程度になります。

(5) 運営主体

東京都（民間委託を予定）

3 スケジュール（予定）

(1) 新設足立児童相談所（相談部門、一時保護所）

開所：令和 5 年 4 月下旬

(2) 仮設一時保護所

開所：令和 5 年 7 月上旬（運営休止：令和 5 年 4 月下旬から）

※改修工事を実施することとし、工事期間中は一時的に運営を休止します。

なお、改修工事に関しましては、受注業者が決定次第、詳細をお知らせいたします。

あみだ橋公園の仮設一時保護所の継続運用のお願い

令和5年3月
東京都福祉保健局

当面の間の一時保護の受け皿として、足立児童相談所が新設建物で開所（4月下旬）以後も、引き続き仮設一時保護所を運用いたしたく、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 〔一時保護の現状〕
- 児童虐待が深刻化する中、保護を必要とする児童が増加し、一時保護所の年間平均入所率は100%を超え、ひっ迫状態が続いています。
- 〔都での施設整備〕
- この状況を踏まえ、東京都では令和10年度までに新規で2か所の一時保護所（立川市内と練馬区内）の整備を進めています。
- 〔現状復旧の約束〕
- 一時保護施設の整備状況等に関わらず、令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還いたします。
- 〔代替広場の運用〕
- 仮設一時保護所の継続運用をお願いする間、隣接する代替広場も引き続き地域の皆様にご利用いただけるようにいたします。

1 あみだ橋公園(仮設)一時保護所

【建物】

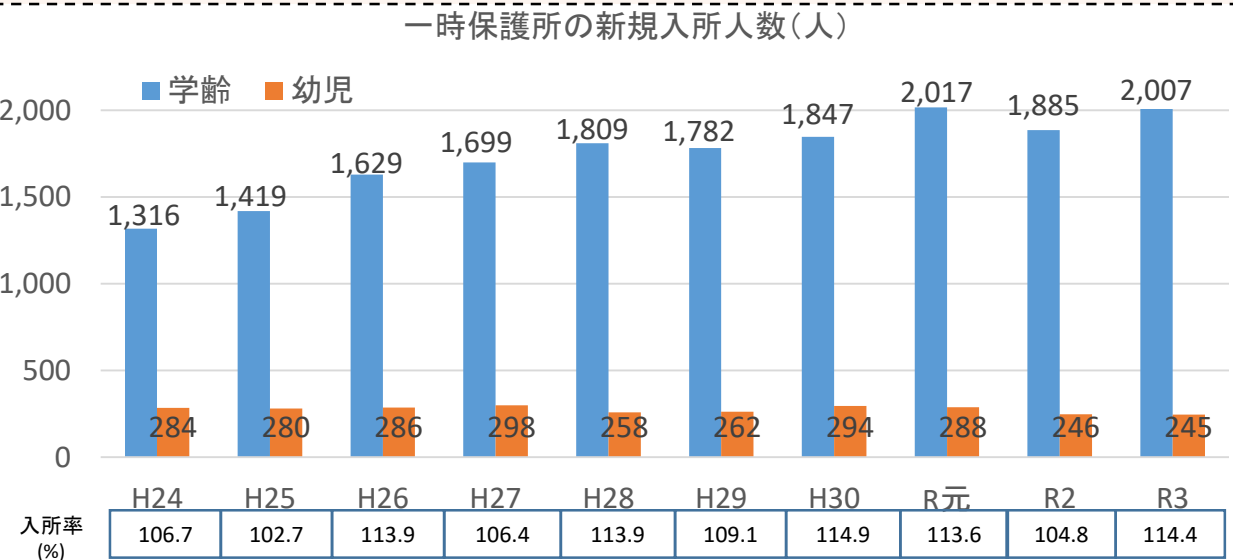


【案内図】



2 一時保護所の現状

- 児童虐待は年々深刻化しており、保護を必要とする児童の数が増加しています。特に近年では、学齢児の増加が大きくなっています。
- 年間平均入所率は100%を超えており、常にひっ迫しています。



3 東京都一時保護所整備計画

- 令和10年度までに新規で一時保護所を2か所整備します。
- 仮設一時保護所の運用を継続する場合は、他施設の整備が完了する令和9年度末まで継続致します（代替広場も同期間継続）。
※継続期限は、入所実績（R3:286人）も踏まえて設定しています。

	R5年度	R6年度	～	R9年度							R10年度
				4月	～	11月	12月	1月	2月	3月	
立川		★ 開所									→
練馬											★ → 開所
足立仮設	4～7月 改修工事 ★ 開所									★ 返還	
入所定員	265	289					289				298

4 継続に当たっての足立区との取り決め

以下の点について、都と足立区で取り決めております。

- 施設整備状況等に関わらず、令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還
- 隣接する代替広場も引き続き地域の方にご利用いただけるように運用を継続
- 仮設建物の耐火構造の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、1年ごとに足立区へ報告・協議